

## 学校法人ヴィアトール学園

洛星中学校・洛星高等学校／ノートルダム学院小学校／洛星ノートルダム女学院中学校・高等学校

# 保護者等からの社会通念上許容される範囲を超えた言動に関する基本方針

## 1. はじめに

学校法人ヴィアトール学園は、カトリック精神に基づく全人教育を使命とし、すべての人を神に愛された存在として尊重することを教育の根幹に据えています。この「すべての人」には、本学園で働く教職員も含まれます。保護者及び地域の皆様は、児童・生徒の成長を共に支えるかけがえのないパートナーであり、皆様から寄せられるご意見・ご要望・ご相談は、本学園の教育を鍛える貴重な機会です。真摯に受け止め、誠実にお応えしてまいります。一方で、その伝え方が社会通念上許容される範囲を超えると、損なわれるのは教職員の就業環境だけではありません。児童・生徒が安心して学ぶ環境そのものが損なわれます。本学園は、そのような言動に対しては組織として毅然と対応いたします。それは対立のためではなく、児童・生徒を守るためです。

## 2. 適用範囲

本方針は、本学園が設置する学校及び本学園の法人事務局に適用します。各校は、本方針に基づき、児童・生徒の発達段階及び学校の実情に応じた運用を定め、保護者及び地域の皆様にお知らせします。

## 3. 対象となる言動

教職員が業務を行う場所において行われる、保護者、児童・生徒の親族、地域住民、受験生の保護者その他本学園の教育・事業に関係を有する方の言動であって、業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境が害されるものを対象とします。対面のほか、電話、電子メール、SNS 等によるものを含みます。

該当性は、言動の目的、経緯、態様、頻度等を総合的に考慮し、本学園が組織として判断します。司祭・修道士、委託先・派遣元の従業員、外部指導者、ボランティアなど、本学園と雇用関係にない方に対する言動についても、同様の考え方により対応します。

## 4. 対象とならないもの

次のものは対象としません。どうぞご遠慮なくお申し出ください。

- (1) 社会通念上相当な範囲で行われる意見、要望、苦情、質問、説明を求めること
- (2) 本学園の指導・評価・判定・対応に対する不服の表明、事実関係の確認や再検討を求めること
- (3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いをしないよう求めること、及び社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明。本学園は、障害者差別解消法に基づき、過重な負担でない範囲で必要かつ合理的な配慮を行います
- (4) いじめ防止対策推進法に基づく調査、被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導を求めること。法に基づく対応は、お申し出の際の言動の態様にかかわらず確実に行います

また本学園は、ご意見の背景に本学園の説明不足や対応の不備がないかを、対応の出発点としてまず点検いたします。

## 5. 対象となる言動の類型

(1) 要求に理由がない、又は教育活動と無関係な要求 (2) 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応の要求 (3) 対応が著しく困難、又は不可能な要求 (4) 相当性を欠く賠償要求 (5) 身体的な攻撃 (6) 精神的な攻撃 (7) 威圧的な言動 (8) 継続的、執拗な言動 (9) 拘束的な言動。具体例は別紙「対象となる言動の類型と例」をご覧ください（典型的な例であり、限定するものではありません）。

## 6. 本学園の対応

- 組織として対応します。個々の教職員ではなく、学校としての判断をお示しします。
- 複数名で対応します。面談には原則として2名以上が同席いたします。
- 時間を区切って対応します。面談及び電話は、原則として勤務時間内、30分程度を目安といたします。
- 記録いたします。あらかじめお断りしたうえで録音させていただく場合があり、個人情報保護法令を遵守して管理いたします。
- お受けできないことは理由をご説明してお断りし、事案により、書面によるやり取りに切り替えさせていただきます。
- 十分なお説明を尽くした後もなお同一のご要望が繰り返される場合、対話を中断し、又は対応を終了させていただきます。

- 法人事務局、スクールロイヤー（学園顧問弁護士）、警察等と連携して対応いたします。

## **7. 特に悪質な行為への対応**

前項の対応によってもなお言動が繰り返される場合その他特に悪質と認められる場合、本学園は、書面による警告、電話・面談による対応の停止と書面への限定、校地・校舎への立入りのお断り、犯罪に該当し得る行為の警察への通報、弁護士による対応、損害賠償請求その他の法的措置を講ずることがあります。

## **8. 児童・生徒への配慮**

本方針に基づく対応にあたり、対象となる言動を行った方の児童・生徒及びその他の児童・生徒が不利益を受け、又は教育環境を害されることのないよう配慮いたします。保護者の皆様への対応と、児童・生徒への指導・支援は、切り離して行います。

## **9. 内部規程及び改定**

相談体制、事案発生時の対応手続、記録の取扱いその他必要な事項は、別に定める規程によります。本学園は、運用状況を毎年度点検し、必要に応じて改定いたします。

## 対象となる言動の類型と例

以下は典型的な例であり、これらに限るものではありません。また、形式的に当てはまることをもって直ちに対象となるものではなく、ご要望の内容と伝え方（手段・態様）の双方について、経緯や状況を含め、本学園が組織として個別に判断いたします。

### （1）要求に理由がない、又は教育活動と無関係な要求

教職員に対する性的な言動／私的な連絡先の要求／教職員の家庭・私生活・居住地に関する詮索／特定の児童・生徒のためだけの物品購入や私的な贈与に近い要求

### （2）学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応の要求

校外や休日における児童・生徒の行動の全面的な監視・指導の要求／通学路や公共の場所での振る舞いについて学校による取締りを求めること／家庭内の問題そのものの解決の要求／校地・施設・備品の過剰な貸出しの要求

### （3）対応が著しく困難、又は不可能な要求

学級編制、担任・教科担当・クラブ顧問の変更・辞職の要求／評定・単位認定・進級判定・卒業判定の変更の要求／調査書の記載内容の変更や、要件を満たさない者への推薦の要求／校内選考やクラブの選手選考への介入／諸費の不合理な減額・免除の要求／入学者選抜の判定に関する不当な要求

### （4）相当性を欠く賠償要求

教育活動と無関係な賠償請求／成績不振や不合格を理由とする賠償請求／教職員個人を名宛人とする損害賠償・慰謝料請求

### （5）身体的な攻撃

殴る、蹴る、突き飛ばす、物を投げる、わざとぶつかる、つばを吐きかける

### （6）精神的な攻撃

脅迫（「自宅に行く」「SNSに書く」など危害をほのめかす発言）／中傷、名誉毀損、侮辱、暴言／人格を否定する発言、差別的な言動／土下座の要求／教職員個人を特定できる情報の SNS 等への投稿／無断での撮影・録画・録音

### （7）威圧的な言動

大声での威嚇／声を荒らげて執拗に責め立てる行為／地位・立場・人間関係をほのめかして特別な取扱いを求める行為

### （8）継続的、執拗な言動

同一の要求を繰り返す電話・来校・メール／同様の質問を執拗に繰り返し書面での回答を強要すること／勤務時間外・休日や教職員の自宅への連絡・訪問

### （9）拘束的な言動

長時間の居座り／退去の求めに応じないこと／頻繁又は長時間の電話による拘束

---

※ （3）について、いじめその他の事情が背景にある場合は、この限りではありません。本学園は、事実確認を行ったうえで、いじめ防止対策推進法その他の法令に基づき適切に対応いたします。

※ （6）の無断での撮影・録画・録音に関し、本学園が面談等の内容を記録・録音する場合は、あらかじめその旨をお伝えしたうえで、個人情報保護法令を遵守して管理いたします。